

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 総務部・法務私学課

法令名	公益信託ニ関スル法律	法令の番号	大正11年法律第62号						
許認可等の種類	公益信託の引受けの許可	根拠条項	第68条						
審査基準	<p>公益信託の引受けを許可するには、「都道府県の知事その他の執行機関が公益法人及び公益信託に係る主務官庁の権限に属する事務を処理するに当たりよるべき基準（平成12年総理府、外務省、大蔵省、文部省、厚生省、農林水産省、通商産業省、運輸省、労働省、建設省、自治省告示第1号）」中第1の第6号を満たす場合には、許可する。</p>								
受付機関	信託を所管する予定の課	処理機関	信託を所管する予定の課	交付機関	信託を所管する予定の課	標準処理期間	30日	目次	NO
						標準経由期間	日		